

(改正後全文)

事 務 連 絡
平成 2 1 年 4 月 3 0 日
一 部 改 正
平成 2 2 年 4 月 1 日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 担当者 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

事業運営安定化事業及び通所サービス等利用促進事業の実施について（改正後全文）

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 2 0 年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営については、平成 2 1 年 1 月 2 7 日から適用されているところでありますが、特別対策事業のうち事業運営安定化事業及び通所サービス等利用促進事業においては、別紙の事務処理要領に基づき適正な事業実施につきご配慮願います。

また、各都道府県におかれては、この実施に伴う事務処理要領について管内市町村、関係機関等に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようお願いいたします。

事業運営安定化事業事務処理要領

1 目的

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所について、従前の月払いによる報酬額の90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従前の報酬額の90%を保障する取扱いを平成21年3月末までの特別対策として行ってきたところであるが、この取扱いを延長・改正し、事業所のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 本事業の実施主体は市町村（障害児施設については都道府県、指定都市、児童相談所設置市）とする。

(2) 旧体系における激変緩和措置

旧体系の報酬上の激変緩和加算（80%保障）については、平成21年4月以降は廃止となるが、これを事業運営安定化事業（90%保障）に取り込み、従前の特別対策における90%保障と同水準の保障を行うこととする。

次に掲げる特定旧法指定施設及び障害児施設について従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

- ・ 平成18年3月においてサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設若しくは旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は平成18年9月においてサービスの提供実績を有する障害児施設

注1 各入所施設の通所部及び各施設の分場を含むものとする。

注2 地方公共団体が設置した施設を含むものとする。

注3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

注4 基準該当就労継続支援B型を含むものとする。

(3) 新体系移行時における激変緩和措置

平成18年度から平成23年度までの間に、次のアに掲げる施設が次のイのいずれかの事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

ア 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉

工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助事業、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型、精神障害者地域生活支援センター又は障害児施設

注1 各入所施設の通所部及び各施設の分場を含むものとする。

注2 地方公共団体が設置した施設は含むものとする。

注3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

イ 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設

注1 基準該当事業所は含まないものとする。

注2 地方公共団体が設置した施設は含むものとする。

注3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

注4 多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は一の施設として取り扱うものとする。

注5 共同生活介護及び共同生活援助については、個々の共同生活住居単位で比較するのではなく、事業所単位で比較することし、共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所については、これらを一の事業所として取り扱うものとする。

(4) 生活介護及び施設入所支援の基本報酬算定構造の変更に伴う激変緩和措置

平成21年4月の報酬改定により、生活介護及び施設入所支援の基本報酬単価が、前年度の平均障害程度区分に基づく評価から利用者個人の障害程度区分に応じた評価に改められることとなったことから、これにより、当該事業所等の平成21年4月以降における基本報酬単価に人員配置体制加算及び夜勤職員配置体制加算を加えた額が、平成21年3月における基本報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

注1 「(3)の新体系移行時における激変緩和措置」及び「(4)の生活介護及び施設入所支援の基本報酬算定構造の変更に伴う激変緩和措置」のいずれにも該当する場合は、各月ごとにいずれか一方のみを算定できること。

注2 基準該当事業所は含まないものとする。

注3 地方公共団体が設置した施設を含むものとする。

注4 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

3 助成額（利用者1人1日当たり）

次の算式に基づき算定した額とする。

(1) 旧体系における激変緩和措置

ア イ以外の場合

$$\{(\text{助成算定基準数 (B)} \times \text{平成 20 年 4 月改正前の区分 A の所定単位数}) - (\text{実利用延べ日数 (A)} \times \text{平成 21 年 4 月改定後の区分 A の所定単位数})\} \div \text{実利用延べ日数 (A)} \times 0.9 (\text{給付率}) \times 1 \text{ 単位の単価}$$

- 実利用延べ日数 (A) …… 1 月間の利用者の利用日数の合計数
- 助成算定基準数 (B) …… 平成 18 年 3 月（又は平成 18 年 9 月）の実利用者数 × 30.4 日（入所） × 90%
平成 18 年 3 月（又は平成 18 年 9 月）の実利用者数 × 22 日（通所） × 90%

イ 通所による他障害の相互利用を行っている場合

$$(\text{助成算定基準単位数 (B)} - \text{実利用延べ日数に係る単位数 (A)}) \div \text{実利用延べ日数} \times 0.9 (\text{給付率}) \times 1 \text{ 単位の単価}$$

- 実利用延べ日数に係る単位数 (A)
 - 1 月間の身体障害者の利用日数の合計数 × 身体障害者に係る平成 21 年 4 月改定後の区分 A の所定単位数
 - 1 月間の知的障害者の利用日数の合計数 × 知的障害者に係る平成 21 年 4 月改定後の区分 A の所定単位数
 - 1 月間の身体障害者の利用日数の合計数 × 精神障害者に係る平成 21 年 4 月改定後の所定単位数
- 助成算定基準単位数 (B)
 - 平成 18 年 3 月の身体障害者の利用者数 × 22 日 × 身体障害者に係る平成 20 年 4 月改正前の区分 A の所定単位数 × 90%
 - 平成 18 年 3 月の知的障害者の利用者数 × 22 日 × 知的障害者に係る平成 20 年 4 月改正前の区分 A の所定単位数 × 90%
 - 平成 18 年 3 月の精神障害者の利用者数 × 22 日 × 精神障害者に係る平成 20 年 4 月改正前の所定単位数 × 90%

(2) 新体系における激変緩和措置

ア 旧支援費施設が移行する場合

① 新体系移行前月に旧体系における激変緩和措置（90%保障）の助成を受けている場合

（新体系移行月の前月における給付単位数－新体系移行後の各月の給付単

位数 (E) ÷ 新体系実利用延べ日数 (D) × 1 単位の単価

注 新体系移行前月に助成を受けていた場合であっても、平成 18 年 4 月から 9 月までの間に定員の増を行っていた場合にあっては、次の②の方法によって計算して差し支えないこととする。

② 旧体系における激変緩和措置 (90%保障) の助成を受けていない場合

{(助成算定基準単位数 (B) + 加算給付単位数 (C)) - 新体系移行後の各月の給付単位数 (E)} ÷ 新体系実利用延べ日数 (D) × 1 単位の単価

注 障害者支援施設の場合にあっては、上記の算式に基づき、算出した 1 人 1 日当たりの助成額について、施設入所支援の助成額とする (施設入所支援の利用者 1 人 1 日につき加算する) こと。

○ 助成算定基準数 (A) … 平成 18 年 3 月の実利用者数 × 30.4 日 (入所) × 90%

平成 18 年 3 月の実利用者数 × 22 日 (通所) × 90%

※ 平成 18 年 3 月においてサービス提供実績がない場合又は平成 18 年 4 月から 9 月までの間に定員の増を行った場合については、新体系へ移行した月の前月における実利用者数とする。

○ 助成算定基準単位数 (B) … {(「助成算定基準数 (A)」 × 「平成 20 年 4 月改定前の当該施設の区分 A の単位数」)

− 「新体系移行月の前月における実利用延べ日数」 × 「新体系移行月の前月における当該施設の区分 A の単位数」} × 0.9 + 「新体系移行月の前月における当該施設の基本報酬単位数 (激変緩和加算などの各種加算を除いたもの)」

※ (「新体系移行月の前月における実利用延べ日数」 × 「新体系移行月の前月における当該施設の区分 A の単位数」) が (「助成算定単位数 (A)」 × 「平成 20 年 4 月改定前の当該施設の区分 A の単位数」) を上回る場合においても、助成算定基準単位数 (B) を算定すること。

○ 加算給付単位数 (C) … 新体系移行前の直近 1 月間の加算給付単位数

○ 新体系実利用延べ日数 (D) … 新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

○ 新体系移行後の各月の給付単位数 (E) … 当該事業所の全ての利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書中の「給付単位数」の合計額

イ 旧知的障害者地域生活援助又は旧精神障害者地域生活援助が移行する場合

① 旧知的障害者地域生活援助の場合

{ (区分Ⅰ助成算定基準数 (B) × 平成 18 年 4 月から 9 月までの間の知的障害者共同生活援助の区分Ⅰの所定単位数 + 区分Ⅱ助成算定基準数 (C) × 平成 18 年 4 月から 9 月までの間の知的障害者共同生活援助の区分Ⅱの所定単位数) - 新体系移行後の各月の給付単位数 } ÷ 新体系実利用延べ日数 (A) × 1 単位の単価

② 旧精神障害者地域生活援助の場合

(助成算定基準数 (D) × 平成 18 年 4 月から 9 月までの間の旧精神障害者共同生活援助の所定単位数 - 新体系移行後の各月の給付単位数) ÷ 新体系実利用延べ日数 (A) × 1 単位の単価

○ 新体系実利用延べ日数 (A) …新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

○ 区分Ⅰ助成算定基準数 (B) …平成 18 年 3 月の区分Ⅰの利用者に係る実利用者数 × 30.4 日 × 90%

○ 区分Ⅱ助成算定基準数 (C) …平成 18 年 3 月の区分Ⅱの利用者に係る実利用者数 × 30.4 日 × 90%

○ 助成算定基準数 (D) …平成 18 年 3 月の実利用者数 × 30.4 日 × 90%

※ 平成 18 年 3 月においてサービス提供実績がない場合又は平成 18 年 4 月から 9 月までの間に定員の増を行った場合については、平成 18 年 9 月における実利用者数とする。

ウ 精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、精神障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム B 型又は精神障害者地域生活支援センターが移行する場合

(助成算定基準単位数 (B) - 新体系移行後の各月の給付単位数) ÷ 新体系実利用延べ日数 (A) × 1 単位の単価

注 国庫補助基準額には、本体基準単価に加え、各種加算を含む。

○ 新体系実利用延べ日数 (A) …新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

○ 助成算定基準単位数 (B) …

(国庫補助基準額が年額の場合) 新体系移行年度の前年度の国庫補助基準額 ÷ 12 月 ÷ 10 円 × 90%

(国庫補助基準額が月額の場合) 新体系移行年度の前年度の国庫補助基準額 ÷ 10 円 × 90%

(3) 生活介護及び施設入所支援の基本報酬の算定構造変更に伴う激変緩和措置

(助成算定基準単位数 (A) - 各月の本体報酬単位数 (B)) ÷ 各月の実利用延べ日数 (C) × 1 単位の単価

注1 各種減算 (定員超過利用減算等。ただし、公立減算は除く。) を受けている場合、「平成 21 年 4 月以降の各月における基本報酬単位数」については、減算を行う前の単位数とする。

注2 障害者支援施設における「助成算定基準単位数」及び「各月の本体報酬単位数」については、生活介護 (行っている場合のみ) 及び施設入所支援の単位数の合計によって算出することとし、「各月の実利用延べ日数」については、施設入所支援利用者の実利用延べ日数とする。

- 助成算定基準単位数 (A) …平成 21 年 3 月における基本報酬単位数 (各種加算を除いたもの) × 90%
- 各月の本体報酬単位数 (B) …平成 21 年 4 月以降の各月における基本報酬単位数 + 人員配置体制加算単位数 + 夜勤職員配置体制加算
- 各月の実利用延べ日数 (C) …各月 1 月間の利用者の利用日数の合計数

4 利用者負担

本事業の実施に当たって、利用者からの負担を求めてはならないものであること。

5 補助割合

(1) 障害者施設の場合

国 : 1 / 2、都道府県 : 1 / 4、市町村 : 1 / 4

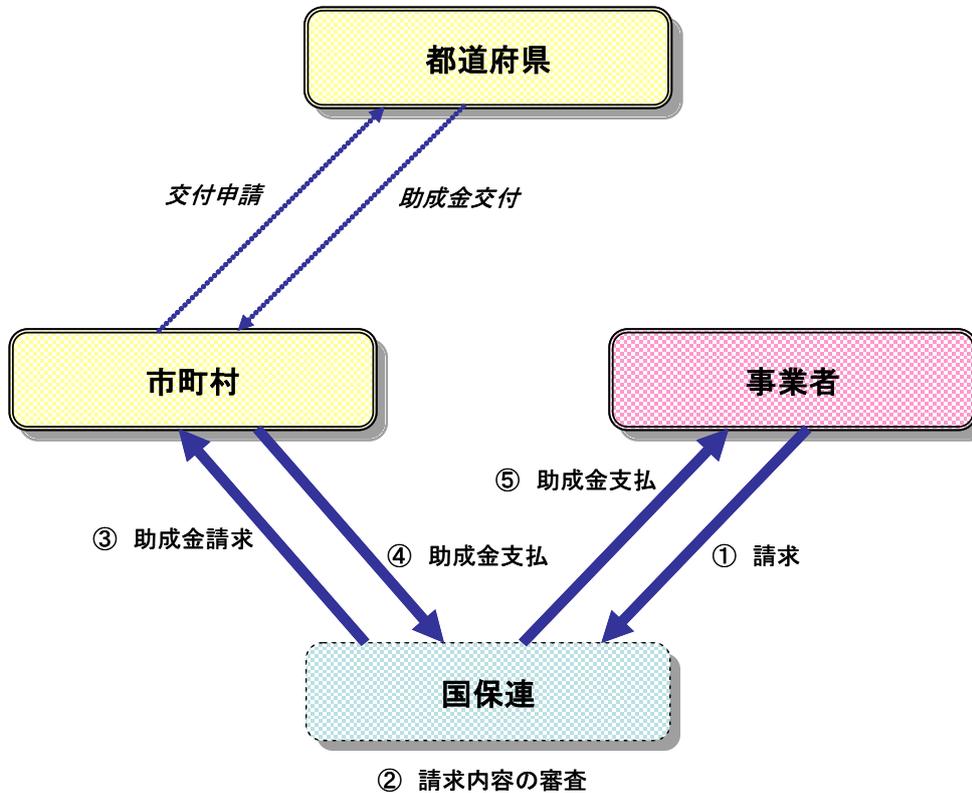
(2) 障害児施設の場合

国 : 1 / 2、都道府県 (政令指定都市・児童相談所設置市) : 1 / 2

6 実施時期

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。(平成 21 年 4 月実績分の請求から対象となる。)

7 請求から支払いまでの流れ



(1) 請求

事業者は介護給付費又は訓練等給付費の請求と併せて、国民健康保険団体連合会に対し、本助成金を請求する。

(2) 請求内容の審査

(1)の請求内容を国民健康保険団体連合会が審査する。

(3) 助成金の請求

国民健康保険団体連合会は介護給付費等と併せて、市町村に対し、助成金を請求する。

(4) 助成金の支払

市町村は国民健康保険団体連合会に対し、介護給付費等と併せて、助成金を支払う。

(5) 国民健康保険団体連合会は事業者に対し、介護給付費等と併せて、助成金を支払う。

注 国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託しない場合については、審査支払事務を市町村が行うこととなる。

8 運用上の留意事項について

- (1) 各種減算（定員超過利用減算等。ただし、公立減算は除く。）を受けている新体系事業所については、減算を行う前の単位数を「新体系移行後の各月の給付単位数」として、助成額の算定を行うこと。
- (2) 1つの施設から複数の施設（多機能型事業所等）に移行した場合には、当該複数の施設の給付単位数を合算したものを「新体系移行後の各月の給付単位数」とする。

(3) 定員数を減少させた事業所の取扱い

利用者を別法人の他の事業所に移すなどして、定員数（又は利用者数）を減少させた場合については、必要以上に保障額が大きくなってしまいうため、各事業所の個別の事情等を勘案し、保障単位数の水準をその定員規模などを踏まえた適切な水準となるよう調整を行うことが必要である。

ただし、直ちに保障水準を引き下げるとは、事業所の運営に大きな影響を与える可能性もあることから、現在の職員を活用し新たな事業展開を行う等の指導を行うなど、期間をあらかじめ提示して保障水準を徐々に逡減させる等の措置を講じられたい。

（例）旧体系時において、利用定員 40 人の知的障害者通所授産施設が、別法人に利用者を移し、利用定員 20 人の就労継続支援 B 型事業所へ移行した場合

○取扱い例：算定シート中「旧体系における保障単位数」に算出された単位数に 20/40 を乗じたものから「新体系移行後の給付単位数」を差し引いた単位数を、事業運営安定化事業の給付単位数とする。

(4) 複数の新体系サービス（多機能型以外）に移行した場合の取扱い

① 移行先の事業所の範囲

同一法人が運営主体であって、法人の申請に基づき旧体系施設からの移行先であると都道府県が認めた事業所については、複数事業所（旧体系時の施設と同一敷地であるものに限らない。）を移行先事業所ととらえる。

② 助成額の算定方法

○助成額＝旧体系の移行前月收入－（中核事業所の当月収入＋移行先分離事業所の当月収入）

※「中核事業所」とは移行先の中核となる事業所のこと。（旧体系施設と同一敷地内に移行事業所がある場合は、当該同一敷地内事業所を中核事業所とし、そうでない場合は、最も自立支援給付の請求額が多い事業所を中核事業所とする。）

※「移行先分離事業所」とは中核事業所以外の事業所のこと。

③ 助成額の請求方法等

○ 助成額の請求は移行先の中核事業所が行う。

○ 利用者の一部を移すことにより既存の事業所の定員増を行う形で移行した場合は、当該定員増の部分を移行先の事業所ととらえ、事業所全体の定員数に占める移行に伴い増加した定員数の割合で按分した収入を移行先の事業所

の収入として取り扱う。

- (5) 上記(1)から(4)の方法により難しい場合は、厚生労働省障害福祉課に個別に協議を行うこととする。

通所サービス等利用促進事業事務処理要領

1 目的

障害者自立支援法による制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系の日中活動事業所、旧体系の通所施設及び短期入所事業所（以下「通所サービス等」という。）における送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 事業の実施主体は市町村とする。
- (2) 次のいずれにも該当する事業所が、当該事業所において行われる通所サービス等の利用につき、利用者の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用を助成する。

ア 次のいずれかに該当するサービスを行う事業所であること。

- ① 通所による生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所又は短期入所事業所

注 1 多機能型事業所については、一の事業所として取扱うものとする。

注 2 障害者支援施設が通所による上記サービスを行う場合も含むものとする。

注 3 基準該当事業所は含まないものとする。

注 4 地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）は含まないものとする。

注 5 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

- ② 旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は各入所施設の通所部

注 分場については、本体施設と併せて一の事業所として扱うこと（分場のみ独立した助成対象となるものではないこと）。

イ 本事業の助成申請時における直近 1 月間の送迎の実績が週 3 回以上であること。（短期入所事業所を除く。）

ウ 1回の送迎につき、平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施していること。(短期入所事業所を除く。)

エ 短期入所事業所については、短期入所利用者に対し、居宅と短期入所事業所との間の送迎を行った場合について、本事業の対象とすること。

- (3) 本事業は、事業所が自ら送迎を行う場合のほか、送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とはならないことに留意されたい。

3 助成額

(1) 通所サービス事業所

1事業所につき、3,000千円(年額)と現に送迎に要する費用のいずれか少ない金額を基準とする。

なお、新規に開設する事業者の増などの要因により、この基準単価により難しい場合には、利用者階級別の単価を設定する等の工夫を行われたい。

(2) 短期入所事業所

利用者1人につき、片道1,860円とする。

4 利用者負担

本事業の実施に当たって、燃料費相当の実費を除き、利用者からの負担を求めてはならないものであること。

なお、生活介護及び短期入所については、報酬上、送迎に要する費用を一定程度評価しており、これを当該燃料費へ充当することが可能であることから、燃料費相当の実費徴収に当たっては、配慮を行うこと。この場合であっても、通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合については、この限りではない。

5 補助割合

(1) 通所サービス

国：1/2、都道府県：1/4、当該事業所が所在する市町村：1/4

注 市町村の負担割合について、これにより難しい場合については、支給決定者数の割合による按分等、他の方法によることも可能である(資料1を参照のこと)。

(2) 短期入所

国：1／2、都道府県：1／4、支給決定市町村：1／4

注 ただし、通所サービスと短期入所の実施方法が異なることで支障が生じる場合については、(1)と同様の実施方法としても差し支えないものとする。

6 実施時期

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

7 運用上の留意事項について

- (1) 本事業における本事務処理要領については、標準的な考え方をお示ししたものであり、各都道府県の実情を踏まえた柔軟な運用を妨げるものではないものである。
- (2) 通所サービスに係る本事業は、1年間の送迎に要する費用を助成するものであること。なお、平成21年4月1日以降に新規に設立する事業所の助成額については、指定月以降の当該年度における残りの月数で3,000千円を按分すること。
- (3) 新体系における多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合には、原則として一の事業所として取り扱うこと。ただし、事業所ごとに送迎が別に行われている場合など、都道府県が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。
- (4) 2の(2)のウの要件に満たない事業所についても、都道府県が利用者の実態等を踏まえ、本基金の配分額の範囲内で対象とすることも差し支えないが、3に示す基準単価を適用するのではなく、送迎の実施規模に応じた適切な単価を設定すること。
- (5) 助成単価等について都道府県が別に定める場合については、本事業の実施に当たっての公平性を確保する観点から、少なくとも、都道府県ごとに同一の基準によることとし、市町村ごとに取扱いが異なるような運用は行わないこと。